

I 生物多様性主流化に向けた取組

1 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）後の取組

平成22年11月に愛知県名古屋市でCOP10が開催されて以降、各地で生物多様性の保全に関する様々な行事が開催されました。

また、平成23年9月には、国連生物多様性10年日本委員会が、国際的要請を踏まえ、国内のあらゆる主体がそれぞれの立場で連携をとりつつ、生物多様性の保全とその持続可能な利用の確保に取り組むことを促進し、COP10愛知目標の達成に貢献することを目的として活動を開始しました。

平成23年10月には、生物多様性自治体ネットワークが発足し地方公共団体が相互に生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について情報発信を行うとともに、国連生物多様性10年日本委員会の構成員として他のセクターと連携を図り、COP10愛知目標の実現に資することを目的として活動を開始しました。

中部地方環境事務所はこれらに関し、本省や関係機関と連携し実施、又は実施を支援しました。

表1 中部地方環境事務所が主催、協力又は出展したイベント（COP10以降）

日付	概要
平成23年1月7日	国連生物多様性の10年 キックオフ勉強会「生物多様性条約 COP10、そして・・・」（於：名古屋市 堂本暁子氏（元 IUCN 理事、前千葉県知事）による講演及びディスカッション等）
平成23年2月12日	「シンポジウム 里山・里海の生物多様性を活かした地域づくり～生物多様性条約 COP10 の成果をふまえて～」(於：津市 朴恵淑氏（三重大学学長補佐・人文学部教授）、石原正敬菰野町長からの講演、次世代の地域の担い手である若者たちと里山・里海の恵みを再発見し、上手に保全・活用した地域づくりを考えるシンポジウム等)
平成23年2月20日	「豊かな流域を守り育てるために～生物多様性流域対話～」(於：岐阜市 「伊勢・三河湾流域保全・再生調査」の報告、学生や活動団体、行政等、様々なセクターに携わる多くの参加者による流域の保全再生に向けた活動についての対話集会等。)
平成23年2月28日	「COP10 及び COP16 説明会」(於：名古屋市 COP10 及び COP16 の報告、香坂玲氏(名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授)、駒宮博男氏(ぎふ NPO センター理事長)、坂口光氏(中部電力(株)執行役員 環境・立地本部 環境部長)、林清比古氏(愛知県顧問)を交えたパネルディスカッション等)
平成23年3月20日	岐阜市セミナー「ふれあい市民活動報告セミナー」(於：岐阜市 NPO 等岐阜市民による自然環境保全等の活動報告及び意見交換等)

平成 23 年 8 月 20 日	生物多様性市民提案力向上セミナー（於：松本市 堂本暁子氏（前千葉県知事・生物多様性 JAPAN 理事）による講演、中部地方の生物多様性に関する市民の取組の紹介等）
平成 23 年 10 月 7 日	環境フォーラム「生物多様性と共存する社会を創るために」（於：福井市 林希一郎 教授（名古屋大学エコトピア科学研究所）による講演、生物多様性に関する国際動向と我が国の取組についてのパネルディスカッション等）
平成 23 年 10 月 7 日	生物多様性自治体ネットワーク設立総会（於：名古屋市 参画を表明している 113 自治体（67 自治体出席）による設立総会。「国連生物多様性の 10 年日本委員会」への参画、生物多様性に関連する自治体の取組や成果についての情報交換・発信などの実施を決定）
平成 23 年 10 月 8 日	国連生物多様性 10 年記念行事 in あいち・なごや「いきもの交流フェスタ」（於：名古屋市 COP10 1 周年及び国連生物多様性 10 年を記念しての COP10 開催地元自治体行事）
平成 23 年 10 月 29 日	国連生物多様性 10 年記念行事 in あいち・なごや「第 1 回生物多様性全国ミーティング」（於：名古屋市「国連生物多様性の 10 年日本委員会」に参画している様々なセクターの代表が一堂に集い、各セクターが行う生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組について、発表・意見交換するとともに、セクター間での連携を深めて行くことを目的に開催）
平成 23 年 10 月 30 日	国連生物多様性 10 年記念行事 in あいち・なごや「震災と生物多様性シンポジウム」（於：名古屋市 COP10 1 周年及び国連生物多様性 10 年を記念しての COP10 開催地元自治体行事）
平成 23 年 11 月 26 日	生物多様性地方座談会 in 中部（於：金沢市 愛知目標等を踏まえた生物多様性国家戦略の改定に向け、市民、企業、NPO 等多様な主体から広く意見を聴取することを目的に開催）
平成 23 年 12 月 17～19 日	国連生物多様性 10 年国際キックオフイベント（於：金沢市 COP10 愛知目標達成に貢献するため、国連全体で生物多様性の保全等に向けた取組を促進することを目的として、2011 年から 2020 年までの 10 年間を「国連生物多様性の 10 年」と定め、国内外の機運の醸成及び途上国支援等を目的に開催）
平成 24 年 3 月 22 日	2012 年生物多様性国際自治体会議に向けた準備会議（於：名古屋市 インドで 2012 年 10 月に開かれる COP11 と同時開催の生物多様性国際自治体会議の準備会合、インドやブラジル、メキシコの関係者が、生物多様性に関する取組等の意見交換）

2 愛知目標達成に向けた取組

(1) 中部地方環境事務所の取組

中部地方環境事務所においては、我が国の生物多様性国家戦略で愛知目標の実現に向けて様々な取組

を進めています。詳細は表2を参照ください。

表2				注・★赤字は24年度新規事業等			
国家戦略項目(章)	(節)	(項目)	中部地方環境事務所(長野自然環境事務所含む)の取組	関係団体の取組	認知ターゲット関連項目番号		
第1章 国土空間的施策	広域連携施策	1生態系ネットワーク	1生態系ネットワーク形成の推進	○中部7県自然保護行政主管課長会議、伊勢湾・三河湾流域再生交流会議、伊勢湾再生推進会議、伊勢湾再生海域検討会、三河湾流域圏会議、矢作川流域圏懇談会、愛知県地域水循環再生地域協議会等への参加	○企業の緑 命をつなぐPROJECT(愛知県) ○「生物多様性ながの県戦略」の策定、飯山市、木島平村、魚津市、その他NPO等による希少野生動物植物の保全 ○里地里山の保全・活用 ○自然再生等の取組(長野県)	目標1:人々が生物多様性の価値と行動を認識する。	
		2重要地域の保全	2自然公園	(全公園) ○環境省直轄施設(園地、歩道、ビジターセンター等の利用施設の整備(直轄、施行委任)) (白山国立公園) ★白山国立公園指定50周年記念事業 ○白山国立公園の公園計画の変更(拡張) ○白山国立公園公園管理団体育成事業 ○グリーンワーカー事業(登山道維持補修) ○コマクサ対策 ★湿原保全対策 (伊勢志摩国立公園) ○伊勢志摩国立公園の公園計画の変更(海域公園地区の指定) ○マリンワーカー事業(景観保全業務、利用適正化検討業務、ウミガメ上陸産卵調査) ○海域の保全管理強化事業(海中の自然環境調査、 ★沿岸域再生業務 ○グリーンワーカー事業(清掃活動、漂着ごみ普及啓発、展望地カルテ作成、外来種駆除、景観保全業務) (上信越高原・中部山岳国立公園) ○登山道整備及び維持管理業務 ○清掃等環境美化作業 ○山岳トイレの整備(溜沢) ○国立公園入口標識整備 ○上高地マイカー規制及び冬期利用の適正化の検討	○各県国立公園内で執行する公園事業施設維持管理及び直轄施設の施行委任による整備 ○国定公園、県立自然公園等の整備維持管理 ○市町村等による登山道等の整備・維持管理等	目標4:全ての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。	
				3鳥獣保護区	○セツ島、白山、片野鶴池、紀伊長島、藤前干潟の適正な保護管理 ○片野鶴池区域拡張準備 ○藤前干潟更新準備 浅間鳥獣保護区の更新(H23) ○北アルプス更新準備	○各県による鳥獣保護区の指定、管理	目標11:陸域の17%海域の10%が保護地などにより保全される。
				8ラムサール条約湿地	○東海丘陵湿地群・中池見湿地の登録に向けた調整 ○柴山湖周辺の登録に向けた検討 ○「立山弥陀ヶ原・大日平」登録にむけた現地調査、説明会・シンポジウム開催、地域の取組支援等	関係自治体等による保護管理支援	目標11:陸域の17%海域の10%が保護地などにより保全される。
				9世界遺産	○「白川郷・五箇山の合掌造り集落」の保全支援	○関係自治体による「白川郷・五箇山の合掌造り集落」の保全	目標11:陸域の17%海域の10%が保護地などにより保全される。
				10生物圏保存地域	○白山サイトの適正な管理 ○志賀高原における取組への参加		目標11:陸域の17%海域の10%が保護地などにより保全される。
				3自然再生	1自然再生の着実な実施	○三方五湖自然再生協議会への参画(平成23年度～) ○羽咋海岸自然再生支援事業の実施(平成21～23年度) ○北陸・中部ブロック自然再生推進法関係行政機関連絡会議	○三方五湖自然再生協議会(福井県) ○岐阜県自然共生工法研究会、NPOふるさと自然再生研究会(岐阜県) ○美濃湾自然再生協議会(三重県) ○霧ヶ峰自然環境保全協議会 ○美ヶ原自然環境保全協議会、八ヶ岳等における地域の取組(長野県)
	2自然再生の新たな取組の推進		○自然再生ふくい行動プロジェクト(福井県)		目標4:全ての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。		
	地域空間施策	6田園地域・里地里山	1田園地域・里地里山	○各県の里地里山施策情報収集及び発信 ○伊勢志摩国立公園志摩市の里海創生推進協議会への参加 ○地域のシンポジウム等への参加	○市町村、NPO等による地域と連携した取組	目標7:農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。	

第2章 横断的・基盤的施策	1野生生物の保護と管理	1絶滅のおそれのある種の保存	<ul style="list-style-type: none"> ○ヤシャゲンゴロウ保護増殖事業 ○アベサンショウウオ生息地整備事業・生息状況調査 ○イタセンバラ域外保全業務(野外池における産卵母貝のモニタリング等) ○白山ライチョウ調査 ○ライチョウ保全にむけた総合計画策定の準備 ○白馬乗鞍周辺におけるライチョウ保全対策 ○頸城山塊ライチョウ生息状況調査 ○立山室堂の積雪期利用ルールの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○各県版RDBの改訂 ○条例に基づく保護回復事業、希少野生動物植物の生息環境の保全 	目標12:絶滅危種の絶滅・減少が防止される。
		2野生鳥獣の保護管理	<ul style="list-style-type: none"> ○カワウ保護管理方針作成(紀伊長島鳥獣保護区) ○鳥インフルエンザ糞便調査(藤前干潟) ○アナウサギ捕獲業務(七ツ島鳥獣保護区) ○野生鳥獣生息状況調査(中部山岳国立公園) 	○特定計画に基づく個体調整等	目標5:森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。
		4動物の愛護と適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> ○動物愛護管理法に基づき地方公共団体への指導及び趣旨の周知徹底 ○中部地域ペットフード安全法関係機関等連絡会議開催 	○動物愛護管理法及びペットフード安全法の関係地方公共団体による適正な運用	目標1:人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
	2遺伝資源などの持続可能な利用	3自然とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> ○各ビジターセンター等が主催する自然観察会の実施 ○伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会への参画 ○子どもパークレンジャー事業の実施 ○鳥羽市エコツーリズム推進協議会、名張市エコツーリズム推進協議会への参画 ○自然観察会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○白山自然保護センター ○のと海洋ふれあいセンター ○タ日寺健民自然園野鳥観察舎(石川県) ○福井県自然保護センター(福井県) ○豊田市自然観察の森(愛知県) ○ハヶ岳自然ふれあいセンター(長野県) ○「水の学び舎モニターツアー」の実施(富山県) 	目標1:人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
		4教育・学習	<ul style="list-style-type: none"> ○各ビジターセンターの維持管理(鹿沢) ○自然学習歩道整備(上高地) ○ビジターセンター・インフォメーションセンター維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○石川自然学校(石川県) ○NPOふれあいの森自然学校(岐阜県) ○ナチュラリスト自然ふれあい塾(富山県) ○自然ふれあい講座(長野県) 	目標1:人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
		5人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○白山及び伊勢志摩国立公園の自然公園指導員連絡会議 ○白山及び伊勢志摩国立公園のパークボランティア養成研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○福井県自然観察指導員の会(福井県) ○愛知県自然観察指導員連絡協議会(愛知県) ○自然観察指導員三重連絡会(三重県) 	目標1:人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
	4国際的取組	4開発途上国への協力	○JICA研修の受入れ		目標1:人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
	5情報整備・技術開発	2調査・情報整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> (再掲3件) ○白山国立公園 白山生態系維持回復事業 ○伊勢志摩国立公園 マリンワーカー事業、(ウミガメ上陸産卵調査、海域の保全管理強化事業(海中の自然環境調査)) ○羽咋海岸自然再生支援事業の実施(平成21~23年度) ○立山地獄谷火山ガス監視装置 ○監視システム等の整備 ○立山室堂及び上高地における適正利用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○立山地獄谷安全対策協議会(県・町、交通、山小屋関係者) ○水生生物保全に係る水質環境基準の類型指定(長野県) 	目標19:生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。
		3研究・技術開発の推進	○都市部における生物多様性の保全と外来生物対策の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○なごや生物多様性センターの設置 ○なごや生物多様性保全活動協議会による「なごやの生き物調査と外来生物対策」 	目標19:生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。
	8環境影響評価など	1環境影響評価	○足羽川ダム建設事業、国道19号 瑞浪恵那道路、西知多道路等の情勢把握	<ul style="list-style-type: none"> ○各県環境影響評価条例の施行 ○ふるさと石川の環境を守り育てる条例の施行(石川県) 	目標19:生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。

(2)生物多様性保全支援事業等の実施

地域における生物多様性保全施策を推進するため、中部地方環境事務所では、生物多様性保全支援事業等実施することにより支援を行っています。

中部事務所管内で実施した生物多様性保全推進支援事業は、以下のとおりです。()内は事業主体を示します。

- いしかわの里山の生物多様性保全再生事業（石川県）
 - かが里山イヌワシの森再生事業（石川県加賀市）
 - 千曲市生物多様性保全事業（長野県千曲市）
 - 富士見町アツモリソウの里環境保全事業（長野県富士見町）
 - 東三河生物多様性保全事業（愛知県）
 - 中池見における湿生希少野生動植物の保全管理ならびに賢明な利活用推進事業（福井県敦賀市）
 - 東三河生物多様性保全事業（愛知県）
 - 名古屋ため池生き物いきいき計画事業（愛知県名古屋市）
 - 田原市アルゼンチンアリ対策事業（愛知県田原市）
 - 陣ヶ岡丘陵地域生態系ネットワーク保全・再生事業（福井県坂井市）
 - 都市部における生物多様性の保全と外来生物対策事業（愛知県名古屋市）
- 中部地方環境事務所管内で実施した地域生物多様性保全活動支援事業は、以下のとおりです。
- 風景地保護協定（NPO 法人浅間山麓国際自然学校）
 - 白山生態系維持回復事業計画（環白山保護利用管理協会）
 - 地域連携保全活動計画（石川県珠洲市）

3 多様な主体との連携の推進と情報発信

(1)生物多様性を支える市民・地域による戦略的地域づくりビジョンの策定

中部地方では、市街地の拡大による緑地の減少、里山の荒廃、放置された人工林の拡大、自然環境の連続性の分断、閉鎖性水域における水質の悪化（赤潮や青潮の発生）、干潟減少等が生物多様性保全上の課題となっており、課題解決のためには市民・地域による活動の広域連携と交流の促進が重要だと考えられます。

このため、有識者による意見交換会での検討を経て、主に伊勢・三河湾流域を対象に、社会的共通資本の一つである生物多様性の観点から持続可能な地域づくりを行う構想として中部地方環境事務所は「生物多様性を支える市民・地域による戦略的地域づくりビジョン」を平成 22 年 3 月に策定しました。このビジョンでは、①伊勢・三河湾流域の生物多様性について考えるための場と輪をつくる、②伊勢・三河湾流域の再生に向けて行動する、③伊勢・三河湾流域の生物多様性の保全・再生の仕組みをつくるという、知識・文化、行動及び制度という連環する 3 つの要素から成る目標を示しました。

ビジョンを実践するための具体的な取組として、中部地方環境事務所は、伊勢湾・三河湾流域再生

交流会議を設立を支援し、この会議開催等を通じて生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む民間活動団体が、他の民間団体の活動現場に足を運び、直接聞き取り、課題を共有すること、課題解決に向けた知恵を交換すること等のプロセスを通じ、伊勢・三河湾流域の保全・再生に向けて人々のネットワークを広げる活動を展開してきました。

平成 23 年度には「スローライフセンター（愛知県豊田市）」を対象として「伊勢・三河湾流域保全・再生調査」、学生等も含めた「岐阜県郡上市石徹白地区エクスカーション」等を実施しました。

(2)生物多様性座談会等の実施

中部地方環境事務所は、平成 24 年度に予定されている生物多様性国家戦略の改定に向けて一般市民、NPO 等の様々な主体から意見を得るため、平成 23 年 11 月に金沢で生物多様性座談会を実施しました。

この座談会に先立ち、中部地方の生物多様性の現状をまとめた「中部の生物多様性」を作成しました。

(HP アドレス http://chubu.env.go.jp/to_2011/1213b.html)

また、平成 23 年 8 月に長野県松本市で生物多様性市民提案力向上セミナー、同 10 月に福井県福井市で環境フォーラム「生物多様性と共存する社会を創るために」を実施しました。

(3)「生物多様性インタビュー」の実施

一般市民に生物多様性保全の必要性に関する市民の認識を高めて、行動につなげることを目的として、中部地方環境事務所職員自らが生物多様性に関する様々な職種の専門家にインタビューを行い、その結果をウェブサイトで公開しました。

平成 23 年度は新たに、松井正文教授（京都大学大学院）、森誠一教授（岐阜経済大学）、矢部隆教授（愛知学泉大学）のインタビューを公開しました。

【ウェブサイトアドレス】http://chubu.env.go.jp/nature/mat/m_3_6.html

(4) 情報発信

中部地方環境事務所のウェブサイトでは、お役立ち情報！中部地方の「生物多様性保全」情報という特設ページを設けており、当事務所の取組について発信しています。

【ウェブサイトアドレス】http://chubu.env.go.jp/nature/mat/m_3.html

〈平成 24 年度の施策〉

愛知目標の達成に向けて、表 2 に整理した各施策を実施していきます。

生物多様性保全推進支援事業としては、以下の事業を実施します。

- 陣ヶ岡丘陵地域生態系ネットワーク保全・再生事業（福井県坂井市。希少種の保護など丘陵地帯の環境保全を目的。）
- 都市部における生物多様性の保全と外来生物対策事業（愛知県名古屋市。名古屋市という大都市において外来生物の防除等による生物多様性の保全を目的。）
- 各務原市アルゼンチンアリ対策事業（岐阜県各務原市。地域住民にアルゼンチンアリ防除知識の普及と防除を行う区域からの完全排除を目指し低減を図ることを目的。）
- コウノトリが舞う里づくり推進事業（福井県越前市。里地里山の保全再生と希少野生生物の保全と

生物多様性に向けた取組の推進を図ることを目的。)

地域生物多様性保全活動支援事業としては以下の事業を実施します。

○白山生態系維持回復事業計画（環白山保護利用管理協会。白山に生息する需要高山植物の保護及び外来、帰化植物の除去及び進入の防止を目的。)

○地域連携保全活動計画（石川県珠洲市。地域戦略の作成を目的。)

○金沢市地域生物多様性保全実証事業（石川県金沢市。オオキンケイギクの防除手法の試験研究と住民への啓発を目的。)

伊勢・三河湾流域保全・再生調査を継続し、普及啓発イベント等を多様な主体と連携しながら実施することを通じて、引き続き、行政、民間事業者、NGO等関係主体の参画や連携を促進します。

また、中部地方環境事務所で作成した教材等をイベント等で積極的に利用していただくとともに、ウェブサイトにおいて引き続き当所や各主体の取組状況を発信していきます。

Ⅱ 重要地域の保全

1 国立公園の管理

中部地方環境事務所管内には我が国を代表する4つの国立公園があり、自然公園法に基づいてその適正な保護と利用を行っています。自然とのふれあいに係る施策は「V 自然とのふれあいの推進」を御参照ください。

(1) 上信越高原国立公園

面積：188,046 (ha)

指定：昭和24年9月7日

群馬、長野及び新潟県にまたがる山と高原の国立公園であり、大きさは大雪山国立公園に次ぎ2番目です。昭和24年に浅間、菅平、志賀、草津の代表的な4つの高原と谷川岳一帯及び苗場山が指定され、さらに昭和31年7月10日に妙高・戸隠地域が拡張されました。

(公園計画等)

公園区域及び公園計画の見直し作業は、「谷川・苗場」、「志賀高原」、「須坂・高山」、「草津・万座・浅間」、「妙高・戸隠」の5地域に分けて実施しています。当初指定地域では「草津・万座・浅間」が平成19年に、「須坂・高山」が平成22年に再検討が終了しました。「妙高・戸隠」地域は、平成22年に第4回点検が終了しました。引き続き「谷川・苗場」、「志賀高原」の順で見直し作業を推進することとしており、平成22年度から「谷川・苗場」の自然環境等に関する基礎的な情報の収集・整理に着手しています。

(適正な保護と利用)

各種行為や公園事業に係る許認可審査（事前調整・指導を含む）を適切に行いました。

また、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進することを目的として、その自然や社会状況を熟知した地元住民や団体等によるグリーンワーカー事業（国立公園等民間活用特定自然環境保全事業）を行っています。具体的には、利用者に対し安全で快適な利用を提供するための登山道維持管理作業、清掃活動事業及び火打山に生息するライチョウの保全を目的とした調査を行いました。

多様な主体の参画による公園管理を実現するため、平成 19 年度から 20 年度に実施した参加型管理運営体制検討調査業務（草津・万座・浅間地域）の成果を反映させて、草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域の管理計画を平成 22 年に改定しました。平成 23 年度は、須坂・高山地域の管理計画の改定に反映させるために協働型管理運営推進業務を実施し、地域との協働による管理運営体制の検討に着手しました。

国立公園の自然風景地の保護及び管理を担う公園管理団体として、平成 20 年 3 月に NPO 法人浅間山麓国際自然学校が環境大臣から指定されています。平成 23 年 11 月には、全国で 2 例目となる風景地保護協定が認可され、この法人が浅間地域の公園の保護及び管理を実施しています。

（施設整備）

国立公園の主たる利用拠点の集団施設地区である万座、鹿沢、笹ヶ峰、五最杉を中心として整備しているほか、「谷川・苗場」においては苗場山の登山道、「志賀高原」では山岳トイレ、「妙高・戸隠」では火打山及び妙高山の登山道の整備を実施しています。

「草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間」において、施設整備を計画的かつ効果的に推進するための中長期計画（地域整備計画）を、万座集団施設地区においては既存施設の再整備等を集中的に実施するための基本計画を、それぞれ平成 22 年度に策定しました。

表 3 上信越高原国立公園における許認可等の処理件数

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
行為の許可等の件数	48 件	110 件	123 件	123 件
事業の認可等の件数	71 件	73 件	72 件	72 件

表 4 上信越高原国立公園における国立公園整備事業費の推移

年 度	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成 20 年度	164,500	苗場山登山線歩道、本白根線歩道、志賀山周回線歩道、根子岳登山線歩道、笹ヶ峰高谷池線歩道ほか
平成 21 年度	151,882	苗場山登山線歩道、菅平四阿山線歩道、新鹿沢旧鹿沢線歩道ほか
平成 22 年度	108,900	苗場山登山線歩道、妙高連邦縦走線歩道、志賀山周回線歩道ほか
平成 23 年度	138,825	苗場山登山線歩道、妙高連峰縦走線歩道、鹿沢給水施設ほか

※事業費については、新潟県への施行委任事業分を含む

〈平成 24 年度の施策〉

「谷川・苗場」の公園計画については、前年度までに収集・整理した情報等を基に見直し案を取りまとめ、関係行政機関等との調整を進めます。

また、自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

平成 24 年度のグリーンワーカー事業については、登山道維持管理作業を引き続き行うとともに、清掃活動事業、頸城山系に生息するライチョウの保全を目的とした調査を実施します。

さらに、平成 23 年度まで重点的に施設整備を行ってきた登山道についても、引き続き自然環境の保全に十分配慮して整備を行うほか、「草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間」においては、平成 22 年度に策定した地域整備計画に沿って施設整備を推進します。

(2) 中部山岳国立公園

面積：174,323 (ha)

指定：昭和 9 年 12 月 4 日

白馬岳、立山、乗鞍岳等の 3000m 級が連なる我が国を代表する山岳公園。黒部川や梓川などの河川が織りなす溪谷や溪流の景観も美しく、またライチョウや高山植物の生息・生育地となっています。

(公園計画等)

公園区域及び公園計画の見直し作業（第 1 回点検）は、平成 17 年度に終了し、平成 20 年度からは中部山岳国立公園南部地域（上高地地域、乗鞍地域、飛騨地域）を対象に管理計画策定作業を進めてきており、平成 23 年度にパブリックコメントを実施しました。

(適正な保護と利用)

平成 23 年度は各種行為や公園事業に係る許認可審査（事前調整・指導を含む）を適切に行いました。

また、グリーンワーカー事業として、利用者に対し安全で快適な利用を提供するための登山道維持管理作業や、オオハンゴンソウ等の外来種対策事業や清掃活動事業を行いました。

上高地は、マイカー規制に加えて平成 16 年度から観光バスの一定期間乗り入れ規制を行ってきました。今後は、規制日の拡大について慎重に検討を進めることとしています。

また、外国人観光客誘致の推進により増加が見込まれる外国人利用者への対応や人慣れしたニホンザルに代表される野生動物と利用者との適切な関係の構築が求められており、そのための検討を行っています。

さらに、同公園の山岳地域において、従来見られなかったシカ、イノシシ等が確認され始めていることから、平成 23 年度に野生鳥獣生息状況等調査検討会を開催し、実態把握や対応策の検討を行いました。

(施設整備)

集団施設地区の上高地、乗鞍及び立山において、安全に配慮した整備を実施しています。

また、上高地へのシャトルバス乗り換え拠点である沢渡で情報提供のための施設（沢渡ナショナルパークゲート）や利用上特に重要な路線での登山道整備を推進しています。

表5 中部山岳国立公園における許認可等の処理件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
行為の許可等の件数	63件	145件	153件	162件
事業の認可等の件数	77件	54件	55件	76件

表6 中部山岳国立公園における国立公園整備事業費の推移

年度	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成20年度	338,700	弥陀ヶ原園地、蓮華温泉朝日岳線歩道、河童橋明神池線歩道、乗鞍高原園地ほか
平成21年度	705,930	樺平博物展示施設、蓮華温泉朝日岳線歩道、沢渡園地、島々明神線歩道ほか
平成22年度	566,150	樺平博物展示施設、蓮華温泉朝日岳線歩道、沢渡園地ほか
平成23年度	784,500	樺平博物展示施設、蓮華温泉朝日岳線歩道、沢渡園地、黒菱唐松岳線歩道、太郎山三俣蓮華岳線歩道、弥陀ヶ原園地、上高地園地ほか

※事業費については、新潟県、長野県、富山県への施行委任事業分を含む

〈平成24年度の施策〉

中部山岳国立公園南部地域の管理計画については、平成23年度にパブリックコメントを実施しており、平成24年中に策定します。

自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

グリーンワーカー事業については、登山道維持管理作業を引き続き行うとともに、ボランティア等も活用したオオハンゴンソウ駆除等の外来種対策事業や、清掃活動事業を実施します。

シカ、イノシシ等による被害が懸念される地域において、平成23年度に実態把握のために調査を実施するとともに、検討会において対応策の検討等を引き続き行います。

人と地球にやさしく、安全に配慮した集団施設地区を目指し、上高地及び立山において園地整備を実施します。上高地のシャトルバス乗り換え拠点である沢渡地区において、国立公園核心地域へのゲートとしての機能の拡充を図るため、関係市と協力して観光バス乗り入れ規制に対応した整備を引き続き実施するとともに管理運営体制を構築します。上高地においては、将来的なビジョンを検討し、周辺の登山道も含め、地域における協働体制を構築していくほか、平成22年度に定めた冬期の利用管理方針の周知、徹底を図り、冬期利用の適正化を進めます。また、地域の関係者と連携して、引き続き立山室堂の積雪期利用の適正化を図っていきます。

環境省所管地である立山の地獄谷については、平成23年度の調査により、噴気活動が活発化し火山

ガス濃度が高くなっていることが判明したことから、平成 24 年度は通行止めとし、継続して火山ガスの調査を行うとともに、学識経験者等の意見も聴きつつ代替歩道や監視体制等の検討を行います。

(3) 白山国立公園

面積：49,900 (ha)

指定：昭和 37 年 11 月 12 日平成 24 年 11 月で指定 50 周年となる、富士山、立山と並ぶ信仰の山である白山を中心とした山岳公園です。高山植物の宝庫であり、白山の名を冠する植物も多くあります。ツキノワグマやカモシカ等の大型野生動物の生息地としても著名です。

(公園計画等)

平成 21 年 10 月に公園区域及び公園計画の見直し作業（第 2 回点検）が終了し、平成 22 年 12 月に白山の外来植物対策を中心とする生態系維持回復事業を追加しました。

これに関連して、平成 23 年度から白山国立公園内の外来植物の分布状況を把握する現地調査等を実施し、有識者や関係機関が参画する検討会を立ち上げ、情報の共有を図りながら外来植物に対する取組を連携して進めています。

また、公園区域及び公園計画の見直し（第 3 回点検）のため、現地調査及び関係機関との調整協議を実施し、平成 24 年 3 月に開催された中央環境審議会自然環境部会（第 16 回）に環境省案を諮問し、原案どおり答申されました。これを受け、国立公園の面積の拡張（2,200ha）及び関連する公園計画の変更について、平成 24 年 5 月に告示される予定です。

(適正な保護と利用)

各種行為や公園事業に係る許認可審査（事前調整・指導を含む）を適切に行いました。

グリーンワーカー事業として、安全で快適な利用を確保するための登山道維持管理作業や、人為的に持ち込まれたと考えられるコマクサを一部の生育地で除去する作業を実施するとともに、更なる除去や拡大防止対策を検討するために検討会を開催しました。

(施設整備)

白山の主要な登山道について登山道整備を計画的に継続してきたほか、園地整備を平成 18 年度、20 年度及び 21 年度に、国立公園の主要な入口における情報提供施設となるエントランス整備事業を平成 19 年度及び 20 年度に、それぞれ実施しました。

平成 23 年度には、主要な登山口に近い根倉谷園地の再整備、低地性外来植物の拡散防止及び駐車場から登山口までの歩道の改良等を目的とする工事の設計等をそれぞれ実施しました。

表 7 白山国立公園における許認可等の処理件数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
行為の許可等の件数	41 件	65 件	47 件
事業の認可等の件数	13 件	9 件	15 件

表8 白山国立公園における国立公園整備事業費の推移

年 度	事業費 (単位:千円)	公園事業名
平成 21 年度	379,200	別当出合弥陀ヶ原線歩道、白山南山稜線歩道、高飯場南竜ヶ馬場室堂線歩道ほか
平成 22 年度	230,100	白山大白川線歩道、白山室堂園地、中宮温泉博物展示施設ほか
平成 23 年度	119,565	白山大白川線歩道、根倉谷園地、別当出合園地ほか

※事業費については、石川県、福井県への施行委任事業分を含む

〈平成 24 年度の施策〉

平成 24 年 11 月に白山国立公園が指定 50 周年を迎えるため、環境省、関係 4 県・6 市・1 村及び関係団体等で構成する「白山国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会」を組織し、50 周年を記念する式典や登山行事、白山国立公園の意義について改めて考える機会としてのシンポジウムの開催等各種事業を実施する予定です。

自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

グリーンワーカー事業は、コマクサ対策事業を引き続き実施し、新たに白山国立公園湿原保全対策及びモニタリング調査を実施します。

また、平成 23 年 1 月に策定された白山生態系維持回復事業計画に基づき、外来植物の分布状況等に係る現地調査や防除対策を実施するとともに、環白山保護利用管理協会がボランティア等の参加を得てオオバコ等の駆除や予防対策を実施する事業に対して、地域生物多様性保全活動支援事業によって支援します。なお、石川県及び環白山保護利用管理協会は、同事業計画に基づいて生態系維持回復事業を実施するための自然公園法に基づく確認、認定を受けており、関係機関、団体と連携して取組を進めます。

さらに、白山への石川県側からの主要な登山口である別当出合園地において、外来植物の拡散防止等を目的に再整備を進めるとともに、岐阜県側からの主要な登山口である白山大白川線の登山口において、外来植物の拡散防止及び動線の改良などを目的とする工事の設計等を進めます。これらによって、人と自然が共生する国立公園として、生態系の保全と利用の適正化の両方に配慮した整備を行います。

(4) 伊勢志摩国立公園

面積：555,44 (ha)

指定：昭和 21 年 11 月 20 日

鳥羽湾からの矢湾、英虞湾等と連なる海岸線と深い入り江や島々が織りなす景観が特徴です。また、伊勢神宮は歴史・文化の観点からも重要な地であり、シイ類等の自然林を含む神宮林の一部は本公園の特別保護地区として厳正な保護が図られています。

(公園計画等)

平成 22 年度から海域公園地区の指定候補地を選定するために「海域資源調査事業」を実施し、その

結果を踏まえながら、伊勢志摩国立公園の公園区域及び公園計画の見直し作業（第6回点検）を進めています。

(適正な保護と利用)

各種行為や公園事業に係る許認可審査（事前調整・指導を含む）を適切に行いました。

グリーンワーカー事業として、公園内の清掃及び展望を阻害している樹木等の伐採・剪定を地域との協働により実施する景観保全事業、漂着ごみに対する理解を深める普及啓発事業、展望地の実態を把握する展望地カルテ作成事業、離島における外来種（ドブネズミ）駆除事業を行いました。また、マリンワーカー事業（国立公園の適正海域管理推進事業）として、海流・季節風により多くの漂着ごみの集積が見られる伊勢湾口の離島において清掃事業を実施しました。

国立公園における協働型運営体制のあり方を検討する業務を進め、志摩市における里海創生基本計画の策定と連携して、国立公園の協働運営の方法を検討しました。当該業務の一環として、里海づくりについて広く市民に広報するために「志摩まちづくりフォーラム」を志摩市と共催で平成24年3月に開催しました。

(施設整備)

英虞湾を望む主要な展望地で本公園の重要な利用拠点である横山集団施設地区（園地を含む）を平成18年度～23年度に、近畿自然歩道の一部を平成19年度～23年度にそれぞれ整備しました。前者については、展望場に至る歩道のスロープの改修を行いました。

また、国立公園の主要な入口における情報提供施設となるエントランス整備事業を実施しました。

さらに、平成23年度には、近畿自然歩道に係る5カ年の整備基本計画を地元関係者や有識者等が参画する検討会を開催し、策定しました。

表9 伊勢志摩国立公園における許認可等の処理件数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
行為の許可等の件数	117件	104件	121件
事業の認可等の件数	10件	1件	5件

表10 伊勢志摩国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成21年度	26,000	横山集団施設地区、エントランス
平成22年度	32,200	横山集団施設地区、近畿自然歩道
平成23年度	76,775	横山集団施設地区、近畿自然歩道

〈平成24年度の施策〉

公園計画については、平成22年度に選定した海域公園地区の各指定候補地から実際に指定する区域を検討し、指定範囲について地元関係者との調整を行います。その結果を踏まえながら、平成25年度を目処に中央環境審議会へ諮問できるよう公園区域及び公園計画の見直し作業（第6回点検）を進めます。

また、自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

平成 24 年度のグリーンワーカー事業は、これまで実施してきた清掃活動及び漂着ごみの普及啓発、景観保全事業等を引き続き実施します。また、マリンワーカー事業では、新たに干潟やアマモ場の再生と陸地の保全活動を一体的に行うことを目指した沿岸域管理業務や漂着ごみ清掃事業を志摩市と連携して進めます。

さらに、平成 23 年度に策定した近畿自然歩道等整備基本計画に基づき、同歩道の整備に着手するとともに、近畿自然歩道の普及啓発に係る施策を推進します。

2 国指定鳥獣保護区の管理

特に国際的又は全国的な見地から鳥獣の保護を行う必要がある区域については、国指定鳥獣保護区に指定して鳥獣の保護管理に努めています。

中部地方環境事務所管内では、白山、片野鴨池、七ツ島、藤前干潟、紀伊長島、浅間及び北アルプスの 7 箇所の国指定鳥獣保護区を管理しており、各保護区に鳥獣保護区管理員を配置して、鳥獣の生息調査や密猟防止の巡視等を行っています。

表 11 管内国指定鳥獣保護区一覧

保護区名	当初指定年月日	面積	指定区分	所在県
白山	昭和 44 年 3 月 31 日	38,061ha	大規模生息地	石川県・岐阜県
片野鴨池	平成 5 年 11 月 1 日	10ha	集団渡来地	石川県
七ツ島	昭和 48 年 11 月 1 日	24ha	集団繁殖地	石川県
藤前干潟	平成 14 年 11 月 1 日	770ha	集団渡来地	愛知県
紀伊長島	昭和 44 年 11 月 1 日	6,131ha	集団繁殖地	三重県
浅間	昭和 26 年 5 月 1 日	30,940ha	大規模生息地	群馬県・長野県
北アルプス	昭和 59 年 11 月 1 日	110,306ha	希少鳥獣生息地	富山県・長野県・岐阜県

鳥獣保護区別の主な施策は次のとおりです。

①白山（イヌワシ、ニホンカモシカ等の生息地）

平成 17 年 10 月以降、白山鳥獣保護区の更新作業を行い、平成 20 年 10 月末で更新が確定しました。鳥獣保護管理員を配置し巡視等を行っています。

②片野鴨池（マガン、トモエガモ等の休息地）

平成 19 年度から鳥獣保護区内の鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための保全事業として、自然環境等の詳細な調査を実施し、平成 20 年度末には保全事業基本計画の策定、平成 21 年度には環境改善を目的として試験的に池の底干し等を行いました。平成 22 年度には保全事業実施計画を策定し、本計画に基づき、保全事業の実施について調整を進めています。

また、片野鴨池鳥獣保護区の拡張に向けた区域の変更作業を行っています。

③セツ島（カンムリウミスズメ、オオミズナギドリ等の繁殖地）

過去に人為的に持ち込まれ、生態系への被害を引き起こしているアナウサギの駆除を継続的に行うとともに、鳥類の生息調査を行っています。

④藤前干潟（ハマシギ、トウネン等の採餌・休息地）

当該鳥獣保護区は、ラムサール条約湿地の登録と並行して指定され、平成 17 年 3 月には拠点施設として、稲永ビジターセンターと藤前活動センターを設置しました。関係各行政機関や民間団体、地域住民等により構成される協議会を設置し、各構成員間の意志疎通に努めつつ、施設の管理運営や展示の工夫、自然観察会の開催等を通じ、鳥獣保護区の適正な保全の推進に努めています。

また、平成 23 年度は藤前干潟鳥獣保護区の更新に向けた作業を行いました。

さらに、鳥獣保護区に渡来する渡り鳥の調査等も行いました。

表 12 拠点施設来館数の推移

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
稲永ビジターセンター	39,900 人	37,481 人	37,481 人	38,556 人	39,238 人	34,921 人
藤前活動センター	22,831 人	23,484 人	24,806 人	26,002 人	27,381 人	26,546 人
合計	62,731 人	60,965 人	62,107 人	64,558 人	66,619 人	61,467 人

⑤紀伊長島（カンムリウミスズメ、オオミズナギドリ等の繁殖地）

当該鳥獣保護区では期間更新と区域の見直しについて作業を行い、平成 21 年 10 月末で更新(一部区域の縮小)が確定しました。

近年、特別保護地区に指定されている島嶼において、鳥類の繁殖に害をもたらすおそれの大きいドブネズミの生息の痕跡が確認されたことから、生息状況の把握や試験的な駆除を行っています。また、特別保護地区内にカワウのコロニーが存在し、植生の被害が発生していることから、カワウの生息状況及び鳥類の生息環境の変化についてモニタリング調査を行うとともに、平成 23 年度に「紀伊長島鳥獣保護区カワウ保護管理計画」を策定しました。

⑥浅間（ツキノワグマ等の大規模生息地）

当該鳥獣保護区では期間更新と区域の見直し作業を行い、平成 23 年 10 月末で更新（一部区域の縮小）が確定しました。また、特別保護地区について再指定を行いました。

⑦北アルプス（ライチョウ等の希少種の生息地）

当該鳥獣保護区は、平成 21 年度から引き続き、平成 23 年度も上高地地域における公園利用者と野生動物との軋轢を軽減するため、ツキノワグマの出没状況への対応やニホンザルが人慣れしないように追い払いを実施しています。

また、従来見られなかったシカ、イノシシ等が鳥獣保護区内で確認され始めていることから、平成

23 年度には関連する情報の収集整理を行うとともに、専門家による検討会を設置し、実態把握や対応策の検討を行いました。

〈平成 24 年度の施策〉

各国指定鳥獣保護区に配置した鳥獣保護区管理員を機動的に活用し、鳥獣の生息状況調査や密猟防止のための巡視等を実施します。

片野鴨池鳥獣保護区においては、平成 22 年度に策定した保全事業実施計画の実現に向け、区域の見直しを図る等、鳥獣保護区の保全管理に努めるとともに、同鳥獣保護区の拡張を行います。

七ツ島鳥獣保護区においては、引き続きアナウサギの駆除を行い、生息する鳥類の保護に努めます。

藤前干潟鳥獣保護区については、身近な干潟の自然を通じた生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及啓発に資する各種行事等を実施します。また、同鳥獣保護区の更新を行います。

紀伊長島鳥獣保護区については、平成 23 年度に策定した「紀伊長島鳥獣保護区カワウ保護管理計画」に基づきカワウの保護管理対策を実施します。また、本対策の効果及び影響を評価するためにカワウの生息状況及び鳥類の生息環境の変化についてモニタリング調査を実施します。

浅間鳥獣保護区については、近年、鳥獣保護区周辺においてシカ、イノシシ等による農業被害等が見られるようになってきており、林野庁、長野県、地元関係者等と連携して被害対策を実施していきます。

北アルプス鳥獣保護区については、公園利用者と野生動物の軋轢を軽減するため、ツキノワグマ、ニホンザルの追い払い、巡視、注意標識の設置等に努めます。

3 ラムサール条約登録湿地の保全等

中部地方環境事務所管内では、片野鴨池と藤前干潟の 2 つの国指定鳥獣保護区及び三方五湖（若狭湾国定公園）がラムサール条約登録湿地となっています。

片野鴨池では、石川県加賀市が鴨池観察館を設置しており、(財)日本野鳥の会に管理運営を委託しています。藤前干潟では、環境省が前記のとおり 2 つの拠点施設を整備し、情報発信や体験学習等を実施して湿地の保全と適正な利用を推進しています。

三方五湖においては、自然再生の取組の支援を行っています。（Ⅲ自然再生の取組の項参照）

また、ラムサール条約登録候補となっている「中池見湿地」（福井県敦賀市）、「東海丘陵湧水湿地群」（愛知県豊田市）及び「立山弥陀ヶ原・大日平」（富山県立山町）については登録に向けた地元との調整を進めています。「立山弥陀ヶ原・大日平」においては、地域の理解を深め、賢明な利用と保全を進めていくために説明会やシンポジウム（平成 24 年 2 月）を開催しました。

〈平成 24 年度の施策〉

既登録地については、適切な保全と利用が図られるよう、支援や管理を行っていきます。

「中池見湿地」・「東海丘陵湧水湿地群」・「立山弥陀ヶ原・大日平」については、平成 24 年 7 月に開催されるラムサール条約第 11 回締結国会議で登録がなされるよう準備作業を進めます。

Ⅲ 自然再生の取組

(霧ヶ峰)

八ヶ岳中信高原国定公園の霧ヶ峰（長野県）では、草原景観及び湿原の保全と適正利用を検討するための霧ヶ峰自然環境保全協議会が平成 19 年 11 月に発足し、長野自然環境事務所が協議会の構成員として参加し、部会の 1 つである「“彩り空間” 形成・施設整備部会」の部会長の任に当たり、霧ヶ峰における景観形成、施設整備、利用対策等の基本計画の取りまとめを行いました。

平成 21 年度には、前年度に引き続き「地方の元気再生事業」に霧ヶ峰自然環境保全協議会と諏訪市の「霧ヶ峰“彩り草原空間”構築プロジェクト」が選定され、同プロジェクトに最も関係する省庁である環境省の委託事業として実施されました。

(美ヶ原)

八ヶ岳中信高原国定公園の美ヶ原（長野県）では、景観及び湿原の保全と適正利用を検討するための美ヶ原自然環境保全協議会が設置されており、長野自然環境事務所が協議会の構成員として参加しています。

(英虞湾)

伊勢志摩国立公園内の英虞湾（三重県）では、真珠養殖の作業に伴う環境負荷、干拓等による干潟の消失、生活廃水の流入等により、海底に汚泥が堆積する等、底質の汚染が深刻化しており、志摩市により平成 20 年 3 月に設立された英虞湾自然再生協議会に中部地方環境事務所がオブザーバーとして参加しています。

(三方五湖)

ラムサール条約登録湿地である三方五湖（福井県）においては、福井県との協働の下、平成 20 年度より、当該地の自然再生の取組を支援しています。平成 22 年度は、平成 21 年度に作成した環境教育プログラムを用いて、三方五湖周辺の小学校教員へのプログラム活用方法の指導、小学校の総合学習における先生の指導補助を実施しました。また、三方五湖とその周辺に生息、生育する生き物を紹介するポスターを 3 種類作成し、地元住民の自然再生への意識を高めることができました。

平成 23 年度は、三方五湖自然再生協議会が 5 月に設立されたことを受け、同協議会及び部会の活動を支援し、全体構想の取りまとめに至りました。

(羽咋海岸)

羽咋海岸（石川県）においては、石川県、羽咋市及び志賀町との協働の下、平成 21 年度より、イカリモンハンミョウ（絶滅危惧種 I 類（CR+EN））等に代表される海浜生態系の自然再生を目的とした事業を実施してきました。平成 22 年度は、当該地の生物調査、地元住民の方と意見交換するための座談会、地元小学校での出前授業等を実施しました。

平成 23 年度も引き続き現地の生物調査を行うとともに、地元住民への普及啓発のための自然観察会を開催するなど、取組を支援しました。また、3 カ年の取組を総括し、平成 24 年度以降の実施体制等

を検討するため、地元住民、有識者、環境省、石川県及び地元市町から成る検討会を2回開催し、今後は、関係者の連絡会議を開催する形で当該事業に取り組んでいくこととなりました。

〈平成 24 年度の施策〉

霧ヶ峰自然環境保全協議会及び美ヶ原自然環境保全協議会には引き続き構成員として参加します。特に、霧ヶ峰自然環境保全協議会においては、平成 23 年度に引き続き「霧ヶ峰“彩り草原空間”構築プロジェクト」「美ヶ原ニホンジカ食害対策」が実施されることから、事業の推進に協力し、必要に応じて助言・情報提供を行います。

また、自然再生情報連絡会議に参加し、全国の自然再生に係る情報把握に努めます。英虞湾自然再生協議会には引き続きオブザーバーとして参加し、協議会の動向を見守るとともに、必要に応じて助言・情報提供を行います。

福井県三方五湖では、自然再生推進法に基づく法定協議会（中部地方環境事務所も協議会会員）の活動を支援し、実施計画案の策定を進めます。また、福井県と協働し、当該地の自然再生の取組を支援します。

また、新たに自然再生協議会を設立する地域がある場合には、必要に応じて助言・情報提供を行っていくほか、北陸・中部ブロック自然再生推進法関係行政機関連絡会議に参画し、北陸・中部ブロック内での自然再生に係る情報・意見交換を図っていきます。

IV 野生生物の保護と管理

1 絶滅のおそれのある種の保存

(1)許認可業務の実施

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）に基づき 絶滅のおそれのある野生生物の捕獲等を規制し、その保護に努めています。随時、希少野生動植物種等に係る捕獲等についての許可申請に対し、内容を審査し、許可証の発行等の許認可業務を行っており、平成 23 年度には 28 件の案件を処理しています。

(2)保護増殖事業の実施

種の保存法に基づき国内希少野生動植物種に指定されているアベサンショウウオ、ヤシヤゲンゴロウ及びイタセンパラについて、環境省等が策定した保護増殖事業計画に基づき保護増殖事業を実施しています。

（アベサンショウウオ）

新たに生息地が確認されたことを受け、生息状況や生息環境を把握するための調査を行い、平成 21 年度からは生息環境の悪化が確認されている箇所において生息環境改善事業を実施しているほか、平成 23 年度からは地元関係者や住民・地権者の理解を得るため環境学習等の普及啓発活動を実施しています。

(ヤシャゲンゴロウ)

生息場所が極めて局所的であり、環境の変化等による絶滅が危惧されることから、生息域外での飼育繁殖技術の確立を目的とした事業を平成 18 年度から実施しているところです。

(イタセンパラ)

近年分布域の縮小や個体数が減少していることから、生息域外保全の実施に向けて平成 21 年度に生息域外保全実施計画を策定し、平成 22 年度から濃尾平野の個体群絶滅リスクを回避するため大型水槽による飼育繁殖事業を実施しています。日本動植物園水族館協会と連携し、複数の施設での飼育を推進するとともに、平成 23 年度には同種の繁殖のために不可欠な二枚貝の飼育実験を開始しました。

また、関係機関が連携して本種の密漁防止や普及啓発の取組みを進めるため、木曾川イタセンパラ保護協議会が設置され、国土交通省中部地方整備局とともに協議会の事務局を務めて合同パトロールや勉強会等を実施しています。

(3)その他の取組(ライチョウの保護)

多くの関係者が連携してライチョウに関する調査・保護事業に取り組んでいけるよう、研究機関や行政機関などの関係者による検討会を設置し、総合的な保全事業に関する計画策定に着手しました。

また、生息域の北限となる長野県と新潟県にまたがる頸城山系における生息状況を継続して実施しています。

白山では昭和初期に絶滅したとされていましたが、平成 21 年に約 70 年ぶりにその生息が確認されたことから、平成 22 年度より生態や植生等のデータの蓄積のための追跡調査や生息環境の確認調査を行っています。平成 23 年度はこれらの調査を継続するとともに、標識(足環)装着を実施しました。

〈平成 24 年度の施策〉

種の保存法に基づく許認可事務を適正に実施します。

アベサンショウウオについては、環境悪化が確認された生息地において環境改善のための事業を引き続き行うとともに、関係者に対し普及啓発を行います。

ヤシャゲンゴロウについては、引き続き飼育繁殖技術の確立を目的とした事業を実施し、関係機関と協力して地元関係者や地域住民の理解を得るために環境学習等の普及啓発活動を行います。

イタセンパラについては、生息域外保全を実施し、濃尾平野の個体群絶滅のリスク回避のため地元水族館等の協力を得る等飼育繁殖施設の確保に努めます。引き続き大型水槽による飼育繁殖を進めるとともに得られた個体の増殖のため、野外池での飼育繁殖に向けての検討も行い関係機関と連携して密漁防止や普及啓発の取組を進めていきます。

ライチョウについては、保全計画の検討を継続して行うほか、頸城山系における生息状況の把握等の調査、白山については、営巣時期にあたる残雪期における生息環境の解析やライチョウの生態調査を行ないます。

その他管内の希少種の生息状況の把握に努め、各種開発案件等に伴う生息及び環境悪化の情報を収集し、関係機関との情報交換等対策の検討に資する施策の実施に努めます。

2 野生鳥獣の保護管理

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護法）に基づいて鳥類又は哺乳類に属する野生動物（鳥獣）の捕獲や狩猟を規制すること等を通じ、鳥獣の適正な保護管理を行っています。

なお、国指定鳥獣保護区に係る施策は「Ⅱ 重要地域の保全」の項を参照ください。

（１）許認可業務の実施と県等への助言

地方環境事務所長権限に係る鳥獣の捕獲や狩猟等についての許可申請に対し、随時内容を審査し、許可証の発行等の許認可業務を行っています。平成 23 年度には 73 件の案件を処理しています。

また、県等の担当部局と必要に応じ情報交換を行い、相談があった場合には、県等が行う許認可等について、随時助言を行っています。

（２）特定鳥獣保護管理計画の策定支援

管内各県においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣として認められ、県知事が当該鳥獣の保護管理計画を策定することとなった場合には、県が実施する専門家等による検討会等に出席し、必要に応じ助言しています。

また、中部地方環境事務所管内に広域的に生息し、特に鳥獣害の観点から問題となっているカワウ及びツキノワグマの保護管理について検討する協議会に出席し、情報交換と助言に努めています。

（３）高病原性鳥インフルエンザ対策

近年国内でも感染が確認され社会問題となっている高病原性鳥インフルエンザの野鳥対策としては、日頃から渡り鳥の多数飛来する鳥獣保護区周辺を中心に渡り鳥の個体数や異常等のモニタリングに努めているほか、藤前干潟鳥獣保護区において野鳥の糞便を採取し、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を調査しています。

また、管内で鳥インフルエンザの感染例が確認された場合には、その周辺地域において本省が行う糞便調査の実施等を支援しています。

〈平成 24 年度の施策〉

鳥獣保護法に基づく許認可事務を適正に実施します。

高病原性鳥インフルエンザへの対応については、渡り鳥の渡来地におけるモニタリングに努めるほか、日頃からシミュレーションを重ね、野鳥の複数羽一斉死亡等の異常発生時には、必要に応じウイルス保有状況調査等を実施し、感染の拡大防止に資する適切な対応に努めます。

3 外来生物対策

平成 17 年に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）に基づき外来生物対策を実施しています。

我が国の生態系等に被害を及ぼす又はそのおそれがあるとされる特定外来生物の指定種は最初に 37 種が指定され、第 2 次指定で 43 種追加、その後順次追加、平成 23 年度に新たにアノリス 3 種が指定（7 月 1 日施行）され、現在 105 種（1 科 13 属 91 種）になりました。

(1) 許認可業務の実施

指定種に関しては飼養・保管・運搬・輸入・譲渡が規制されているため、学術研究や生業の維持等の理由がある者がこれらを行う場合には、特定外来生物の飼養等許可申請書を審査して、適正であれば飼養等許可証を交付しています。平成 19 年度にはセイヨウオオマルハナバチが特定外来生物に指定されたことから飼養等許可が 1,800 件余りと新規申請が集中しましたが、平成 20 年度以降は一段落し平成 23 年度には農協等によるセイヨウオオマルハナバチの取りまとめ申請を 1 件としたため 202 件の申請となりました。

セイヨウオオマルハナバチについては、適切な飼養に対する助言・指導を行うため、飼養等実態調査を実施しています。

また、特定外来生物の防除の確認・認定申請については、外来生物法に基づく審査、確認又は認定、防除の公示を行い、平成 23 年度は 34 件の防除の確認を行いました。

(2) 防除モデル事業等の実施

緊急に対策を行う必要がある特定外来生物に対しては防除モデル事業を実施し、効果的な防除の方法を検討しています。

平成 21 年度から岐阜県各務原市でアルゼンチンアリ防除モデル事業を実施しており、最終年度となる平成 23 年度はアルゼンチンアリの生活史を考慮した地域住民による試験防除を行い、このモニタリングの検証結果等を踏まえて一斉防除マニュアルを作成しました。

平成 23 年度には、近年アライグマの目撃情報が増えている長野県において長野県の協力も得てアライグマ防除モデル事業に着手し、実態把握のための調査や周辺県との連携を進めるための意見交換会を実施しました。

また、平成 23 年 4 月に豊橋市梅田川河口域周辺において特定外来種に指定されているスパルティナ・アングリカの近縁種であるスパルティナ・アルテルニフロラ（以下略してスパルティナという。）が全国で初めて確認されたこと、海外では生態系への被害の報告例があること等から、愛知県、豊橋市等関係機関等へ情報提供を行なうとともに、当該種の侵入分布範囲等の生息状況について把握するため、現地調査、スパルティナの効果的な防除対策に関する意見交換会を行いました。また、その後、半田市阿久比川においてもスパルティナが確認されたことから、愛知県内の港湾部や重要干潟等への侵入が無いか確認するため「平成 23 年度愛知県の干潟等沿岸部外来種侵入状況調査」を実施し、汐川干潟河口部に生育していた個体については防除を行いました。

(3) 普及啓発その他の取組

中部国際空港や名古屋港で特定外来生物が見つかった場合や、外来生物が持ち込まれた場合には、処分を行っています。平成 23 年度には、8 件（うち任意放棄個体に関するもの：7 件）の処分を行いました。

表 13 任意放棄個体の引き取り実績一覧表（平成 23 年度）

対象生物	ヘリグロヒキガエル	アジアジムグリガエル	大陸産ヒキガエル属の一種	上海ガニ	台湾固有亜種キノボリトカゲ
------	-----------	------------	--------------	------	---------------

区 分	未判定外来生物	外来生物	未判定外来生物	特定外来生物	外来生物
処理件数	2	1	2	1	1

外来生物に関する普及啓発については、環境団体が主催する外来生物対策の研修会に講師を派遣するなどしています。

〈平成 24 年度の施策〉

引き続き特定外来生物の飼養等許可申請に対して適正に審査を行い、許可証の交付を行います。防除の確認・認定についても、申請に対し、適正な審査、確認又は認定、防除の公示を行います。

「アライグマ防除モデル事業」については、平成 23 年度に継続して長野県内防除体制周辺県との連携体制の構築に向けた事業に取り組みます。

また、特定外来生物等の任意放棄個体や遺失物法改正に伴う特定外来生物の引取り、処分業務を行っていきます。

外来植物スパルティナ・アルテルニフロラについては、分布状況を把握するとともに拡大・縮小モデルの検証を行うため、愛知県の干潟等沿岸部外来種侵入状況調査を継続して実施します。

4 動物の愛護と適正な管理

(1) 動物の愛護

「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）に基づき、関係地方公共団体等の指導に当たるとともに、法の主旨の周知徹底を図っています。

(2) ペットフードの安全の確保

平成 20 年 6 月にペット（犬及び猫）の健康を保護するため、「愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（ペットフード安全法）が制定され、平成 21 年 6 月 1 日から施行されました。これを受け、平成 21 年以降毎年関係機関による中部地域ペットフード安全法関係機関等連絡会議を開催し、関係機関等の情報交換を行うとともに、普及啓発を図っています。

〈平成 24 年度の施策〉

動物愛護管理法の精神に沿って、国民に動物虐待の防止や動物愛護の適正な飼養と愛護、動物による危害の防止に資するよう普及啓発に努めます。

ペットフード安全法については、一般からの安全確保に関する相談に対応するとともに、引き続き関係機関等連絡会議を開催し、問題が発生した場合には、必要に応じ農政局等の立入検査等に同行し、現状の確認や問題点の指導等を行うこととします。

V 自然とのふれあいの推進

1 自然公園等における取組

(1) ふれあい活動の実施

伊勢志摩国立公園においては、中部地方環境事務所は、三重県、伊勢市、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町からなる伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会の他の構成団体と連携しながら自然観察会等の自然ふれあい活動が実施しています。

白山国立公園においては、白山核心部に利用者が集中しており、石川県が自然解説員研究会に委託する等してこれらの利用者を対象とした自然ふれあい活動を推進しました。中部地方環境事務所では、白山国立公園の幅広い魅力をアピールすることを通じて利用の分散化・適正化を図るため、平成20年度からは核心部から離れた白山山麓地域をフィールドとして、白山の魅力をアピールする自然観察会を行っています。

これらの自然ふれあい行事は、毎年、「みどりの月間」（4月15日～5月14日）、「自然に親しむ運動」（7月21日～8月20日）、「全国・自然歩道を歩こう月間」（10月）等において重点的に実施しています。

(2) 子どもパークレンジャー事業の実施

各国立公園において、自然保護官等の指導・協力の下、小中学生に「子どもパークレンジャー」を実施し、上信越高原国立公園の「妙高」では雪上観察会を、白山国立公園では白山スーパー林道の施設パトロールや利用者へのインタビュー、ブナオ山観察舎の冬鳥の観察等を、伊勢志摩国立公園では神宮の森の自然観察や海ほたるの観察・調査を実施し、自然環境の大切さ等を学ぶ機会を提供しました。

(3) パークボランティアの活動の支援

上信越高原国立公園の「妙高」「鹿沢万座」の2地区でそれぞれ42人と19人、中部山岳国立公園の「上高地」で50人、伊勢志摩国立公園で35人、白山国立公園で13人のパークボランティアが登録されており、ボランティア活動が円滑に行われるために必要な支援を実施しました。平成21年度には上信越高原国立公園の「鹿沢万座」で、平成23年度には、中部山岳国立公園の「上高地」でパークボランティア運営基本計画を改定し、活動内容等の見直しを行っています。

(4) 藤前鳥獣保護区における取組

平成17年3月に、拠点施設として稲永ビジターセンターと藤前活動センターが設置されています。関係各行政機関や民間団体、地域住民等により構成される協議会を設置し、各構成員間の意志疎通に努めつつ、施設の管理運営や展示の工夫、自然観察会の開催等を通じ、鳥獣保護区の適正な保全の推進に努

めています。

また、藤前干潟の生き物（鳥や干潟の底生生物）や環境問題について、映像や実物を使って楽しく体験しながら学ぶことができる出前講座を行っています。平成 23 年度は次の 7 回です。

表 1 4

実施日	実施先	対象
4月30日	なごや環境大学(なごや環境大学実行委員会)	一般市民
6月4日	名古屋市立穂波小学校	小学4年生
8月21日	名古屋市東山動物園	動物園のガイドボランティア
8月24日	名古屋市南陽図書館	小学校低学年～中学年
10月9日	なごや環境大学の講座(藤前干潟クリーン大作戦実行委員会)	一般市民
10月12日	豊田市立高嶺小学校	小学2年生
3月7日	名古屋経済大学高蔵高等学校	高校1・2年生

〈平成 24 年度の施策〉

前年度に引き続き、自然観察会、子どもパークレンジャーの充実を図ります。

特に、白山国立公園が 50 周年を迎えることから、関係機関・団体等と連携して自然ふれあい行事を開催するとともに、「みどりの月間」、「自然に親しむ運動」及び「全国自然歩道を歩こう月間」に重点を置いて開催します。伊勢志摩国立公園では、自然ふれあい推進協議会と連携して自然とのふれあいに取り組むほか、白山国立公園の自然観察会については、白山山麓の各地域において、多様な主体の参画を呼びかけて実施します。

また、パークボランティアへの活動支援として、「白山」「伊勢志摩」「上高地」「鹿沢万座」の 4 地区においてパークボランティア対象の研修会を実施します。

藤前干潟鳥獣保護区については、稲永ビジターセンター、藤前活動センターにおいて、身近な干潟の自然を通じた生物多様性の保全と持続可能な利用に関する企画展示を行うとともに、名古屋保護管事務所では、藤前干潟の生き物（鳥や干潟の底生生物）等を楽しみながら学べる出前講座等、普及啓発に資する各種行事等を実施します。

2 エコツーリズムの推進

中部地方において、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方であるエコツーリズムの一層の普及・定着を図るため、環境省本省と連携しながら情報発信をしてきました。

(エコツーリズム推進協議会)

平成 20 年 4 月に施行されたエコツーリズム推進法第 5 条に基づく協議会として、平成 20 年度以降、長野県茅野市による「茅野エコツーリズム協議会」（平成 20 年 6 月）、三重県鳥羽市による「鳥羽市エコツーリズム推進協議会」（平成 22 年 7 月）、群馬県みなかみ町による「谷川岳エコツーリズム推進協

議会」(平成 22 年 12 月)、三重県名張市による「名張市エコツーリズム推進協議会」(平成 23 年 12 月)が設立されました。

特に「鳥羽市エコツーリズム推進協議会」では、協議会のほか、普及啓発部会及び循環連携部会に分かれて取組を進めてきた結果、地元住民、関係主体に幅広くエコツーリズムの取組を理解してもらうため、平成 23 年 3 月に「鳥羽エコツーリズム宣言」を策定し、公表しました。また、「谷川岳エコツーリズム推進協議会」では、平成 20 年以降同協議会設立準備会を開催してきましたが、平成 23 年度に協議会を設立して 2 回の総会を開催し「エコツーリズム推進法」に基づくエコツーリズム推進全体構想の作成を進めてきました。

(地域コーディネーター事業)

平成 23 年度から始まった地域コーディネーター活用事業(エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域の協議会に対する活動の経費の一部支援に係る交付金)により、信州安曇野まつかわ村エコツーリズム推進協議会及び谷川岳エコツーリズム推進協議会の 2 団体に対し支援を行いました。加えて、鳥羽市エコツーリズム推進協議会において、全体構想の策定が進められていたため、この策定作業を支援しました。

(エコツーリズム大賞)

エコツーリズム推進のため、エコツーリズムを実践する地域や事業者の環境への配慮や地域づくり等の優れた取組を表彰し、更なる質の向上や継続への意欲につなげるとともに、関係者の連携、情報交換等による連帯意識の醸成を図ることを目的として実施している「エコツーリズム大賞(第 7 回)」については、中部地方環境事務所管内から、特定非営利活動法人信越トレイルクラブ(長野県飯山市)が大賞を、株式会社エコロの森(富山県富山市)及び飛騨里山サイクリング(岐阜県飛騨市)が特別賞をそれぞれ受賞しました。

(その他)

「都市と農山漁村の共生対流会議」(東海農政局主催)、観光立国推進東海地区省庁連絡会議(中部運輸局主催)等の関係省庁による連絡会議の場において、エコツーリズム施策について理解を呼びかけました。

〈平成 24 年度の施策〉

上記の 4 つのエコツーリズム推進協議会における全体構想の作成や今後の取組について、積極的に支援していきます。

平成 23 年度より始まった地域コーディネーター活用事業を利用し、中部地方における「エコツーリズム推進法」に基づく中部地方におけるエコツーリズムの一層の推進を図ります。